

# 令和5年度 茨城県中学校体育連盟剣道専門部申し合わせ事項

申し合わせ事項は「剣道試合・審判規則第1条」に基づくものであり、規定外の事態は一般社会の常識で判断するものである。

## 【剣道試合・審判規則、剣道試合・審判細則に関わる点】

- 1 開始線の位置  
中心×より均等の位置 140cmに表示する。
- 2 竹刀について  
平成10年11月10日付（全剣連指導指針）「竹刀の重量下限値改訂および、先革先端部最小値の規定について」を適用する。つばは、皮色がのぞましい。また、柄にトンボ柄や樹脂付き等の加工が施されているものは使用できない。  
平成31年4月1日改正（全剣連剣道試合・審判運用要領）「ちくとうの最小直径値の計測方法」による。
- 3 剣道具、服装  
審判員の判断の妨げになるような剣道具、及び剣道着・袴への校名・校章等の刺繍（大きさ・色など）は、華美にならないように配慮する。アイガード、ポリカーボネート樹脂積層板装着面の使用を認める。
- 4 サポーター等  
サポーター、テーピング、足袋の使用については、医療上必要な場合のみ認める。使用する際は、所定の用紙を使い、会場係主任に申し出て許可を得ること。（ただし、剣道用サポーター及び足袋以外の使用や、あとから革・ゴム等を貼りつけたものを使用することはできない）
- 5 つば競り合いについて <全剣連ガイドライン 暫定的な試合・審判の方法より>
  - (1) 試合者は、つば競り合いを避ける。やむを得ずつば競り合いとなった場合は、すぐに分かれるか引き技を出し、掛け声は出さない（引き技時の発声は認める）。審判員はつば競り合いを解消しない場合は、ただちに「分かれ」を宣告する。
  - (2) 「つば競り合いの解消」は、お互いに一旦間合いを完全に切ることとする。
  - (3) つば競り合いをしない試合を心がけさせる。（「分かれ」が多用されないように）
  - (4) 「つば競り合い」解消に至る時間はおよそ「一呼吸（およそ3秒）」とする。
  - (5) 「つば競り合い」を解消する場合は双方がバラバラに下がらない。また、双方が徐々に下がるのではなく、正しい「つば競り合い」から鏢と鏢で競り合う（押し合う）力を利用して一気に下がる。
- 6 つば競り合いの解消途中で反則となる行為について
  - (1) 一方が分かれようとするところに着いていく、追いかける行為
  - (2) 完全に間合いが切れていないところで前に出る、技を出す行為
  - (3) 時間空費が目的と思われる打ちを継続する行為  
以上の行為があった場合は、合議の上反則とする。
- 7 主審の宣告  
反則の宣告は、「第3章第37条、とくに宣告に際し必要とする場合は、その理由をのべることができる」を教育的配慮により適宜適用する。その際、表示後、先に理由を選手に伝え、その後反則の宣告をする。
- 8 公正を害する行為  
「変形な構え（左拳を概ね目線より上にして、面・右小手・右胴を同時に防御する形等の防御姿勢）をとった場合は、1回目は合議の上、「指導」、2回目以降は「合議」の上、「反則」とする。
- 9 その他
  - (1) 表示と異なる選手が試合を行った場合、その試合は、既得本数も認めず、相手に2本を与え負けとする。それ以降の試合については出場を認める。ただし、試合成立後はいかなる場合も異議の申し立ては受け付けない。試合成立とは、団体戦は団体の礼、個人戦は個人の礼終了時とする。

※ 5（4）は、本年度の変更点となります。ご指導よろしくお願いします。

## 【剣道試合運営・審判員要領に関わる点】

### 1 団体戦のチーム編成について

(1) チームの編成は、監督・選手5名・補員2名とする。(選手が3名以上であれば出場を認める)。

① 選手が4名の場合は、次鋒を抜く。

② 選手が3名の場合は、次鋒・副将を抜く。

(2) 登録選手が5名または4名のチームが、大会が始まってから、負傷等により試合が継続できなくなった場合には、オーダーはそのまま、その選手が棄権となる。

(3) 登録選手の変更・補充は、原則として認めない。ただし、事故等やむをえない理由により、登録外の選手を出場させる場合には、学校長の承認願(様式不問)を監督会議で提出し、審判長の許可を得て、出場させる。

### 2 上段について

上段はとらせない。隻腕についてはその都度協議する。

### 3 二刀について

使用させない。

### 4 片手打ち

有効打突としない。

### 5 突き技

禁止とし反則とすることもある。(技としては反則)

### 6 面について

面紐の長さは、面を着けたときに結び目から40cm以内になるようにし、長いものは監督の責任で調節する。また、黒塗りの面金や通常の配色でない面の使用を禁止する。

### 7 審判員の任務

任務の第一を、有効打突の判定におく。反則事項にとらわれて有効打突を見逃すことのないように、十分に研修を行うこと。

[その他の点]

#### 1 竹刀の検量

竹刀は、事前に各自で十分に点検・整備をし、学校名・氏名を明記した竹刀を検量に出し、不合格にならないように注意すること。不正竹刀を使用した場合は、その試合は既得本数を取り消し相手に2本与え負けとする。その後の試合については、故意による不正でない限り出場を認める。(教育的配慮)

#### 2 選手席について

団体戦においては、監督・選手ともに選手席に着座する。先鋒戦・大将戦では監督・選手ともに正座をする。個人戦においての、監督も同じとする。

#### 3 写真撮影

試合者、審判員の妨げになるので、フラッシュを使つての写真撮影はしないこと。

#### 4 応援について

(1) 応援は観客席で行い、拍手で応援する。(選手、監督、補員、審判員、来賓、大会役員、係員以外の者は、観客席で応援する)

(2) 応援旗、部旗等の掲揚はしない。

#### 5 監督の服装について

審判員に準ずる。

#### 6 外部指導者のベンチ入りについて

学校の事情により、申込書に明記された外部指導者が監督を行うことができる。ただし、選手席に座る監督は1名とする。服装は、審判員に準ずるが、原則として審判員の依頼はしない。